

一般社団法人日本ディスプレイ業団体連合会

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人日本ディスプレイ業団体連合会（英文名NIPPON DISPLAY FEDERATION。略称「NDF」）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

(目的)

第3条 本会は、ディスプレイを通じて生活文化の向上をはかるとともに、ディスプレイ産業の健全な発達による消費経済の合理的な発達及び国土景観の発揚に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ディスプレイを通じて生活文化の向上及び国土景観の発揚に寄与する事業
- (2) ディスプレイを通じて地域の活性化に寄与する事業
- (3) ディスプレイを通じた産業の国際化に寄与する事業
- (4) 図書等の販売斡旋及び保険制度の斡旋等の事業
- (5) 組織強化に資する事業
- (6) その他目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国及び海外において行うものとする。

第2章 会員

(種別)

第5条 本会の会員は、正会員及び準会員、賛助会員とし、正会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員とする。

2 正会員は、ディスプレイ業を営む法人を主たる構成員とする団体とする。

3 準会員は、正会員の団体が存在しない県、又は正会員に属さない、ディスプレイ業を営む本会の直属の法人とする。

4 賛助会員は、本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする、ディスプレイ業の関連事業者等の法人とする

本会の目的に賛同し、その事業に協力しようとする法人とする。

(入会)

第6条 本会の会員になろうとするものは、別に定める入会申込書を会長に提出し、正会員については理事会の承認を得、また準会員については常任理事会の承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人又は団体の代表者として本会に対してその権利を行使する1人の者（以下「会員代表者」という。）を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員代表者を変更した場合は、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(入会金及び会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 総正会員の同意
- (3) 法人又は団体の解散又は破産
- (4) 除名
- (5) 督促後1年以上の会費の未納入

(退会)

第9条 会員が本会を退会しようとするときは、別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するにいたったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉をき損し、又は本会の目的に反する行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名する場合は、あらかじめ当該会員に総会の1週間前までに除名する旨の理由を付し通知するとともに、除名の議決を行う総会において、当該会員に弁明の機会を与えなければならない。また、除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費その他の拠出金品は返還しない。

第3章 役員、顧問及び相談役

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以上30人以内
- (2) 監事 2人以上4人以内

2 理事のうち、1人を会長、1人以上3人以内を副会長、1人を専務理事、3人以上10人以内を常任理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事並びに常任理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 監事は、本会又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4、理事のうち、理事のいずれか1人とその配偶者又は3親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5、本会は、本会に財産の贈与若しくは遺贈する者、本会の役員又はこれらの者の親族(租税特別措置法第25条の17第6項第1号に規定する親族等)に対し、施設の利用、金銭の貸付、資産の譲渡、供与の

支給、役員等の選任その他財産の運用及び事業の運営に関して特別な利益を与えることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、業務の執行を決定する。

2 会長は、本会を代表し、業務を統轄する。

3 副会長は、会長を補佐して、業務を掌理する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、業務を統括する。

5 常任理事は、理事会から特に委任された事項を処理する。

6 前項各号に掲げる理事は、毎事業年度に4ヶ月を越える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第15条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) 本会の業務及び財産の状況の監査報告すること、並びに各事業年度に係わる計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、必要があるときは意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めたとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めたときは、遅滞なく、これを理事会に報告しなければならない。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

ただし、その請求の日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって本会に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第16条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現在者の在任期間とする。

4 補欠により選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 役員は、第12条第1項で定めた役員の員数が欠けた場合には、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第17条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

2 前項の規定により解任する場合は、当該役員にあらかじめ通知するとともに、解任の議決を行う総会において、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬)

第18条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(就業及び利益相反取引の制限)

第19条 理事は、次に掲げる場合には、総会において、その取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。

(2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。

(3) 本会が理事の債務を保証することその他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益相反する取引をしようとするとき。

2 上記取引を行った理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任の免除)

第20条 本会は、役員の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令で定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

(顧問及び相談役)

第21条 本会に、顧問5人以内及び相談役5人以内を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、学識経験者又は本会に功労のあった者のうちから、理事会の推薦により、会長が委嘱する。

3 顧問は、本会の運営に関して会長の諮問に答え、又は会長に対して意見を述べる。

4 相談役は、本会の業務の処理に関して会長の諮問に答える。

5 第16条第1項の規定は、顧問及び相談役について準用する。

第4章 総会

(種別)

第22条 本会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第23条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第24条 総会は、次の事項について決議する。

(1) 会員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 理事及び監事の報酬等の額

(4) 収支予算書及び事業計画書の承認

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認

(6) 定款の変更

- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部の譲渡
- (9) 会費及び賛助会費の金額
- (10) その他、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

2 前項の規定にかかわらず、個々の総会においては、第26条第2項の書面に記載した総会の目的である事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第25条 定時総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 総正会員の議決権の5分の1以上から総会の目的たる事項を示して請求があったとき。

(招集)

第26条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の2週間前までに書面をもって通知しなければならない。

3 前条第2項第2号の規定により請求があったときは、会長は、速やかに臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、会長がこれにあたる。ただし、第25条第2項第2号の規定により請求があった場合において、臨時総会を開催したときは、出席正会員のうちから議長を選出する。

(議決権)

第28条 総会における議決権の数は、次のとおりとする。ただし、議決権の数は、開催日の2週間前における当該会員の構成員の数（以下「構成員数」という。）を基準として、次のように算出する。

- (1) 構成員数が10を超えない団体にあつては1とする。
- (2) 構成員数が10を超える団体にあつては、構成員数が10を増すごとに1を加える。ただし、1団体の議決権の数は、議決権総数の3分の1を超えてはならない。

(定足数)

第29条 総会は、正会員の議決権総数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第30条 総会の決議は、総正会員の議決権を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員等の責任の一部免除
- (4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) 合併、事業の全部の譲渡

(書面等による議決権行使)

第31条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって、または他の正会員を代理人として議決権を行使することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により議決権を行使する正会員は、第30条及び前条第1項及び第3項の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第32条 総会の議事については、法令の定めるところにより作成する。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

(決議の省略)

第33条 理事又は正会員が、総会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第34条 理事が正会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会に報告することを要しないことについて、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

第5章 理事会

(構成)

第35条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(種類)

第36条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、副会長、専務理事及び常任理事の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事及び常任理事会に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 第20条の責任の免除

(代表理事及び業務執行理事の報告)

第38条 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(開催)

第39条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第40条 前条第3号及び第4号の場合を除き、理事会は、会長が招集する。

2 会長は前条第2号から第4号に該当する場合は、その請求があった日から2週間日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第41条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第42条 理事会については、特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開会することができない。

(決議)

第43条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席理事の過半数の同意をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、理事会における理事現在数の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 収支予算（事業計画を含む）

(2) 決算

(3) 重要な財産の処分及び譲受け

(4) 借入金（その事業年度内の収入をもって償還する短期の借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(5) 事業の一部の譲渡

(6) 定款の変更に係わる議案の総会への付議

(7) 合併、事業の全部の譲渡に係わる議案の総会への付議

3 贈与等にかかわる財産が贈与等をした者又はその者の親族が会社役員となっている会社の株式又は出資である場合は、その株式又は出資に係わる議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において在任理事数の3分の2以上に当たる多数をもって承認を得ることを要する。

(決議の省略)

第44条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わる事ができる理事全員が書面により同意の意思表示をした場合は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

ただし、監事がその提案に対して異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第45条 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第46条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名し、又は記名押印しなければならない。

(常任理事会)

第47条 本会の業務を円滑に執行するため、常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事及び常任理事をもって構成する。

3 常任理事会は、理事会から委任された事項及び緊急に処理すべき事項を審議する。

4 常任理事会は、会長が必要と認めた場合に開催する。

(委員会)

第48条 本会は、事業の円滑な遂行を図るため、理事会の下に委員会を設けることができる。

2 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。

3 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第49条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 財産目録に記載された財産

(2) 入会金収入

(3) 会費収入

(4) 寄附金品

(5) 資産から生じる収入

(6) 事業に伴う収入

(7) その他

(資産の管理)

第50条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の議決による。

(経費の支弁)

第51条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業年度)

第52条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第53条 本会の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始日の前日までに会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告及び収支決算)

第54条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

(会計原則)

第55条 本会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

(剰余金の処分制限)

第56条 本会は、剰余金の分配をすることができない。

(残余財産の処分)

第57条 本会が清算の際に有する残余財産は、総会の決議によって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 定款の変更、解散等

(定款の変更)

第58条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第59条 本会は、総会の決議により、他の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第60条 本会は、総会の決議により解散することができる。

第8章 事務局

(設置等)

第61条 本会に、事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の決議を得て会長が任免し、職員は会長が任免する。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第62条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(個人情報の保護)

第63条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議によって別に定める。

(公告の方法)

第64条 本会の公告方法は、電子公告とする。

2 事故その他やむを得ない事情により前項に定める方法によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(実施細則)

第65条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

【 附 則 】

1 この法人の最初の代表理事は浜田晋とする。

2 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行なったときは、第52条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。